

瀬戸内オリーブ基金助成事業

2018 年度募集要項

(植樹・環境教育分野)

特定非営利活動法人 瀬戸内オリーブ基金



目次

1	はじめに.....	3
2	2018 年度助成金額.....	3
3	助成の対象となる団体.....	3
4	助成対象の活動分野.....	3
5	対象となる経費.....	4
6	助成金交付までの流れ.....	4
7	申し込み方法.....	5
8	応募締切.....	5
9	助成の審査.....	5
10	助成決定通知書の交付.....	5
11	助成対象事業の実施期間.....	5
12	事業報告の義務.....	5
13	応募および問合せ先.....	6

1 はじめに

瀬戸内オリーブ基金の助成制度は、全国のみなさまからのご寄付を、瀬戸内海一帯で活動している環境活動団体に届け、その活動成果を瀬戸内海地域に還元するものです。

瀬戸内海は、世界でも有数な閉鎖性海域であり、日本一広大な国立公園です。この土地が本来もつ、海と森との絶妙な関係や自然が共存できる環境は、日本を象徴する美しいふるさとです。瀬戸内海の豊かな自然、ふるさとを子どもたちに残すために活動している環境活動、環境教育活動を支援しています。

2 2018 年度助成金額

助成金総額は 1 千万円を上限とします。1 件あたりの助成金額は 200 万円を上限とします。助成件数は助成総額内で決定します。

3 助成の対象となる団体

NPO 法人、一般社団法人、任意団体（環境をテーマにした公益的な活動をする場合）に対して助成します。

4 助成対象の活動分野

瀬戸内海周辺一帯で、ゆたかなふるさとを守り・育て・次世代に引き継ぐ活動（植樹活動、環境保全活動、ESD・環境教育）に必要な経費を支援します。

活動分野	概要
瀬戸内海の自然環境に相応しい植生への回復	山火事跡地、牧場跡地、河川敷等への植樹により、瀬戸内海の自然環境を保護したり、原状回復したりする活動。 外来植物の除去、地域固有種の植栽等、瀬戸内海の地域の固有植物を保護する活動。
里山、里海の育成	生物の多様性や漁業資源を守る、土砂災害の防止、海に流入する河川の浄化等、森林の多様な役割を發揮できるように、瀬戸内海周辺一帯で行われる環境保護、保全活動。
地域の緑化活動	瀬戸内海周辺一帯での植樹活動により ① 緑化を促進し、緑を中心として地域がつながるための活動。 ② 防災林、学校林等の都市の緑化に貢献する活動。
巨木の保全	瀬戸内海周辺一帯にある巨木を保全することで、地域がつながるような活動。

活動分野	概要
環境教育活動	体験プログラムを含み、地域の環境保全を目的にする瀬戸内海で行われる学習活動。 体験を契機として、瀬戸内海の環境問題に取り組む次世代を育成する活動。
地域の環境保全等をテーマにした市民活動	瀬戸内海の環境問題を解決するために必要な活動。

5 対象となる経費

- 備品費、苗木費
- 消耗品費
- 広告費（活動参加者募集のためのチラシ、ポスター作成に要する経費）
- 貸借料（会場、車両、機械、備品）
- 旅費交通費、通信費、会場費、講師の謝金
- 専門業者への委託料（工事や調査等、専門業者による作業が必要と認められるものに限る）
- ボランティア保険料
- 次の経費は助成対象外です
- 講師、参加者等の飲食代
- 個人所有物等を借り受けた場合の代金、謝金
- 人件費
- 外部委託費
- 寄付金、振込手数料、修理費、駐車場代
- その他、当基金が不相当であると判断した経費

6 助成金交付までの流れ

1. 助成のお申込み
2. 助成審査
3. 助成決定通知書の交付
4. 事業開始
5. 事業完了後、30日以内に実績報告書を提出

※助成金の交付時期はプロジェクトによって異なり、助成決定通知書に記載しています。

7 申し込み方法

助成申請書と申請事業予算書に必要な事項を明記の上、提出書類を添付し、郵送、または持参してください。提出時には、申請書の電子ファイルを CD-R 等で郵送するか、メール添付等で送付してください。応募書類は返却しませんので、各申請団体で写しを作り保存してください。

ゆたかなふるさと助成専用申請書と申請事業予算書は瀬戸内オリーブ基金の Web サイトからダウンロードできます。

<http://www.olive-foundation.org/grantinfo/>

ダウンロードができないときや、インターネットを利用できないときは、瀬戸内オリーブ基金事務局までご連絡ください。

8 応募締切

2018 年 8 月 31 日

9 助成の審査

助成審査委員による審査会を行い助成候補を選考し、次に当基金理事らによる運営委員会で最終審査を行って助成する事業を決定します。

10 助成決定通知書の交付

助成対象事業の申請団体には 10 月上旬に、助成決定通知書を郵送で交付します。

11 助成対象事業の実施期間

2018 年 10 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日の間に実施する事業に対して助成を行います。

12 事業報告の義務

採択された事業には、進捗や実施結果の報告義務があります。報告の期間、回数は助成決定通知書に記載しています。

助成対象事業の進捗については、実施団体の Web や Facebook で定期的に情報を公開することを求めます。Web や Facebook を開設していない団体は、事業実施前までに開設してください。

次の点にご協力ください。

- 助成事業の推進、成果を広く社会に発信。
- 植樹場所に当基金の助成を受けた旨の標柱、または看板を設置。
- 事業のパンフレット、チラシには必ず、当基金の助成事業であることを明記。
- 購入備品には当基金のロゴマークを添付。
- 助成団体のメーリングリストへの参加。
- 事業終了後、30日以内に実績報告書を提出。
- 活動成果の確認のため、審査委員会が定める期間（原則3年間、年1回）、写真付きの状況報告書を提出。

13 応募および問合せ先

761-4661 香川県小豆郡土庄町豊島家浦 3837-4

NPO 法人瀬戸内オリーブ基金事務局

電話：0879-68-2911 E-mail：info@olive-foundation.org